来要するに由書なる何加う上者傭原は工の外無件も〃

七

労金も情計〃〃異方双くそ丁〃

とのものようたうくる離

属及代動自日一十二月七年九昭は期施引車動自、う

ものようた施引工の算精は金立積貨故車、ヤ

ともう施引機の批個（物るた丁ま施

の工機金）に時回ら放離加一はのものよう施引に社会、う

当相使う依に約束のち社会るも別り限に高条

ら相使う依に約束のち社会るも別り限に高条

は（る限に者るな出使手丁よ続手出届延到一者働属、S

車ナ施引にさ頂に社会は額金人般自動自、丁

三、社工の次無右

也圓百参千参合情金寓千右上

二、顧〃

金参

其他一切を爲さざること

7、雇傭者對會社又は會社關係者との金錢其他の問題は昭和九年七月二十一日自動車代金及慰勞金支拂の時に於て各關係者談合の上精算するものとす

右覺書の通り關係者協議決定に付立會仲裁者關係者共に署名捺印す

昭和九年七月十一日

昭和自動車株式會社（社長外二名）

從業員（七名）

組合代表（二名）

仲裁人 有江伊作

立會人（署長、特高主任）

財團法人 協調會福岡出張所

所蔵 財團法人 協調會福岡出張所